

第4章 市場経済化ベトナムにおける紛争処理と法 - 外国投資関連の商事紛争処理を中心に -

著者	佐藤 安信
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	200
雑誌名	アジア諸国の紛争処理制度
ページ	101-138
発行年	2003
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00014041

第4章

市場経済化ベトナムにおける紛争処理と法

外国投資関連の商事紛争処理を中心に

はじめに

本章では、市場経済化の過程にあるベトナムの紛争処理を、外国投資に関する紛争の処理に焦点を当てて、裁判手続と裁判外紛争処理の両面から概観する。また、市場経済化のための紛争処理の近代化が伝統的紛争処理にどのような影響を与えているのかという視点から分析しようと試みた。

外国投資をめぐる商事紛争処理

外国投資に絡む紛争にはさまざまなものが考えられる。ここでは、まず投資条約上の紛争処理、これを受けた投資法上の扱いおよび商事紛争一般の処理方法について概観する。さらに、具体的に多発する紛争類型を垣間見る。

1. 外国投資誘致の環境整備

(1) 投資条約など条約関係

ベトナムは、2000年7月13日にアメリカとの間の貿易に関する協定を締結し、2001年9月28日にこれを批准している。これにより市場経済への移

行が加速することが期待される一方、必要とされるさまざまな改革を行なうことが実際にできるのかについては危ぶむ声もある。

同協定第4章「投資関係の発展」の第4条には投資に関わる紛争解決条項があり、第三者の仲介を含む協議および交渉で解決ができない場合には、(1)裁判所または行政審判における手続き、(2)合意されている紛争処理手続、あるいは(3)投資紛争解決国際センター（ICSID）による仲裁、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）仲裁規則による仲裁、または他の仲裁機関による仲裁に付されることになる。ベトナムは外国仲裁判断の承認および執行に関する1958年条約（いわゆるニューヨーク条約）を95年に批准しているが、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（いわゆる65年の投資紛争解決条約）には2002年4月24日現在加入していない。投資紛争解決条約は、国家と外国投資家の紛争をICSIDが仲裁することを約するものであるため、外国投資の促進には欠かせない枠組みであるが、ICSIDの仲裁判断を自国裁判所の確定判決同様に扱うことが求められるなど国家主権の観点から加入には慎重であったものと思われる。今回同協定の批准の結果、ベトナムは同条約への加入および仲裁法制の整備を含む紛争処理のための法制度整備が求められることになった⁽¹⁾。実際司法省では現在同条約加入のための準備をしている⁽²⁾。

ベトナムは外国投資に関する紛争に関わる条約として、1996年のASEANとの紛争処理に関する議定書、多国間投資保証機関（MIGA）を設立する条約に加入し、さらに15カ国との間で司法共助条約を結んでいる⁽³⁾。ベトナムでは条約を結ばないかぎり外国判決を承認・執行することはできないことになっている⁽⁴⁾。したがって、ベトナムとこのような条約を結んでいない多くの国の裁判所による判決はベトナムでは承認も執行もされない。日本との間でも投資協定ばかりか未だ司法共助条約も結ばれていないため⁽⁵⁾、日本の裁判所の判決はベトナムでは執行されない。日本の民事訴訟法は相互保証を外国判決承認・執行の要件にしているため、ベトナムの裁判所の判決も日本では執行できないことになる。したがって、日本とベトナムの間における民

事および商事紛争の解決には、両国間の司法共助条約の早期締結が見込めないとするれば、仲裁などの裁判外紛争処理制度を機能させることが喫緊の課題となっている。

(2) 外国投資法

ベトナムは、ドイモイ後外国投資を誘致するための国内法制を整備してきている。ドイモイ後まもない1987年に外国投資法を制定し、その後数回の改正をして投資環境の改善に努めている。同法は、96年11月12日に全面改正された後、最近は2000年6月9日に改正され、同7月1日に施行されている。同月31日には新法を運用するためのガイドラインである、施行細則を規定する政府議定（No.24/2000/ND-CP）が施行された。外国投資法は、外国投資に関する企業法および政府の監督、外国企業の権利義務を規定する包括的な基本法である。企業活動などの国家統制を是としてきた社会主義イデオロギーおよび外国資本による企業活動の支配を警戒する観点から、外国投資家の直接投資は同法上の投資形態により独自の企業法制に従うことが求められ、ベトナム資本の企業とは完全に区別されている。外国投資家の要望に応えた数々の改正にもかかわらず、外国資本とベトナム資本との合弁企業では定款変更など重要な事項に関する決議においては、出資比率にかかわらずベトナム側の賛成が必要とされるなど、必ずしも資本平等とはいえない状況は残っている⁽⁶⁾。

後述するとおり、合弁などにおける外国側当事者とベトナム側当事者との間の外国投資そのものをめぐる紛争は、外国投資法第24条および同政府議定第122条により、まず和解または調停によって解決をはかることが原則とされ、それで解決されない場合、当事者は、訴訟または仲裁を選択することになる。同条第1項では、「選ぶことができる」との法文になっているが、仲裁合意が得られないかぎり、当事者は相手方の同意がなくとも訴訟を提起できるものと解されている。

しかし、外国投資法上設立された100%外国投資会社同士、合弁会社同士、

またその相互間の紛争や、これらとベトナム企業（国営企業や100%ベトナム資本の企業）との紛争においては外国仲裁による解決は規定されていない（同議定書第122条第2項）。ベトナムの弁護士によると、法文上許されていないということは、契約の自由を認めていないベトナムでは、禁じられていることを意味するという⁽⁷⁾。したがって外国投資がいったん外国投資法上のベトナム法人となってしまうと、外国資本であろうとベトナム法人同士の紛争として外国仲裁は使えないことになるし、仮に外国で仲裁判断を得てこれをベトナムの裁判所で承認・執行してもらおうとしても認められないことになる点留意すべきである⁽⁸⁾。後述するとおり、そもそもアドホック仲裁を認めていない現在のベトナムではやむをえないことではあるが、外国投資法によって外資の権利がかえって制約されることになることについては、政策論的に問題とされよう。

（3） 商事紛争処理の手法

ベトナムでは、一般に紛争処理においては、日本と同じようにまず交渉または調停による和解が模索される。これは外国投資に関する与否とを問わず商事紛争一般においても同様の扱いとなっている。すなわち、1997年商事法第239条第1項によると商事紛争⁽⁹⁾はまず交渉による和解を試みなければならない。また、同条第2項によると、紛争当事者は、和解のための調停者として、国家機関、組織または個人を選任することを合意できるものとしている。交渉や調停が成功しなかった場合に初めて仲裁機関または裁判所で争うことになる（同第3項）。ただし、同第239条第1項も外国投資法第24条も和解の努力を訴訟要件にしているわけではないから原告は和解のための手続きを経たことを裁判所で立証する必要はない。

実務上、同条第2項による国家機関などによる和解の斡旋または調停は頻繁に行なわれているものと思われる。国家と法研究所（Institute of State and Law）のDaO Tri Uc所長によれば、紛争が重大事件の場合、当事者は経済犯罪を取り締まる警察、検察庁などの介入を求めることが多いとされる⁽¹⁰⁾。

その原因にはさまざまな要素があろうが、一つにフランス植民地時代の法継受によるところの刑事裁判における附帯私訴の制度の影響があろう。つまり、被告人の民事責任を追及することも検察官の重要な役割とされているのであり⁽¹¹⁾、弱者の正義へのアクセスとしても正当化されてきたものと思われる。その背景には、国家によって経済を統制する社会主義と、さらにそれ以前からの、伝統的な儒教文化圏としての中国的権威主義による「私権、訴権、法の支配」という法意識の未発達もみてとれよう。

外国投資に関する紛争の場合、計画投資省 MPI (Ministry of Planning and Investment) における非公式な調停(和解の斡旋ともいえる)もよく行なわれる⁽¹²⁾。その手続きはかなり非公式なものでなんらの手続き規定も存在していないようである。当事者からの要請に基づいて話合いの場をもつ程度のもので、日本と同じように所管官庁による一種の行政指導的な作用で、投資の認可、監督権を背景として当事者の和解を斡旋するものであると思われる。

なお、商事法においては、外国のビジネス・パーソンが当事者の場合、紛争処理方法について契約当事者の合意がなく、またベトナムが締結した条約に紛争処理方法について規定されていない場合、ベトナムの裁判所において解決されなければならないとされている(同法第240条)。したがって、ベトナムと貿易協定を結んでいるアメリカのビジネス・パーソンは、同協定上の紛争処理方法によって解決されるが、日本との間では紛争解決条項を含む協定がない以上、当事者間の合意がないかぎりベトナムの裁判所による解決を求めるほかないことになる。

2. 顕著な紛争類型

信頼できる統計はないが、ベトナムにおける外国投資に関係する紛争の類型としては、近時知的所有権、特に商標権侵害に関する紛争が顕在化している。例えば、中国との取引が活発になるなかで、日本企業との関係では、モーター・バイクの呼び名ともなっている「ホンダ」製のバイクの偽物が多数

流通し、その取締りをめぐり紛争となっている⁽¹³⁾。

外資系企業における労働紛争も顕著である。例えば近時、韓国企業におけるベトナム人従業員への暴行事件などが大きな話題とされた。このような事件は、かなりセンセーショナルに報じられ、外国資本によるベトナム人労働者の搾取を取り締まるというように政治的に利用されているのではないかとも思われる。反面、国内企業、その多くは国営企業であるが、これらには労働組合が共産党の機関であることから労働紛争は起きにくく、勢い経営から独立している労働組合をもつ外資系企業において労働紛争が先鋭化するという事情もある。特に、公務員のアルバイトが一般的であるように、労働者は数カ所で働いている場合が多く、一つの企業への忠誠心が育ちにくいという事情もあるようである。最近日本企業が訴えられた事件では、従業員が、営業秘密を盗んで競争相手の企業に転職をはかっていたことが発覚したので懲罰として解雇したところ、解雇無効を理由に地位保全および損害賠償を求めた訴訟がある。現行労働法制では、このような場合でも企業に現実に損失が発生した場合でないと懲戒解雇できないため、損害がまだ現実に発生していないこのような事件では解雇は違法であり、したがって解雇された従業員に対する会社側の損害賠償が認められる可能性が高いという。投資家サイドではベトナム人労働者のこのような不当ともいえる保護が外国投資上特に大きな問題とされているが、今後ますます増えるものと思われる⁽¹⁴⁾。

市場経済では、取引に関する契約不履行も当然多くなる。後述する経済紛争事件の裁判所受理件数が急増している⁽¹⁵⁾ことからこのことが推定される。聞取り調査の結果からも売買契約、請負契約、金銭消費貸借契約の不履行などをめぐる紛争の増加が確認される。他方、市場経済も産業化も未熟であるためか、消費者紛争は未だあまり顕在化しておらず、環境紛争も社会問題化するほどにはいたっていない⁽¹⁶⁾。しかし、今後、市場化および産業化が急速に進めばこのような紛争が多発することはまちがいない。

裁判所における紛争処理

このような市場経済化における紛争の処理に法がどのように機能しているか、あるいはしていないかをみるのに、法的処理手段としての司法の役割とその機能を検討することは不可欠である。以下、ベトナムにおける裁判制度の特徴と問題点を簡単に分析する。

1. 裁判制度の特徴

(1) ソビエト型の裁判所制度

ソビエトにおける制度と同じように、ベトナムにおいても中央統制経済下における経済紛争は裁判所の管轄ではなく、国家経済仲裁所または、非政府仲裁所の管轄であった。国家経済仲裁所は、行政機関の一部署として経済契約の管理とこれに関する紛争解決を行っていた。1994年に同仲裁所は経済法廷として人民裁判所制度のなかに組み込まれ、省級人民裁判所および最高人民裁判所のなかに設置された⁽¹⁷⁾。

経済法廷の管轄は経済紛争であり、一般民事紛争を扱う手続きとは別の1994年経済事件解決手続法令⁽¹⁸⁾によって裁かれる。同法令第12条は、その管轄とされる「経済紛争」⁽¹⁹⁾を以下のとおり規定している。すなわち、

法人間または法人と営業登録をした個人間の経済契約⁽²⁰⁾から発生した紛争。

会社の設立、運営、解散に関する会社と会社の社員間、会社の社員間の紛争。

株式、社債の売買に関する紛争。

その他法律が規定する紛争。

このように、他の移行経済国同様に、ベトナムでは経済紛争を扱う経済法廷⁽²¹⁾は一般民事紛争を扱う民事法廷とは独立して別個の訴訟手続で審理す

るという二元的な裁判制度となっている。

また、審理の合法性を検査するために検察官が訴訟手続に参加し、独立して控訴する権利を有し（同法令第 60 条）、法令の適用違反などを訂正する監督審（同法令第 11 章）および事実の誤認を訂正する再審（同第 12 章）があるという特徴もソビエト式といえよう。監督審および再審とは、それぞれ訴訟手続の重大な違背や法令適用の重大な誤りがあったなど一定の事由があること⁽²²⁾、または事実誤認に関する一定の事由があること⁽²³⁾を理由に人民裁判所の長官や人民検察院の院長などが、独自に下級裁判所の確定した判決・決定に対してそれぞれ抗議をすることができるものである。このように、検察官は裁判所が法を正しく適用しているかを監督する権限を有しており、その意味で裁判官以上の権限をもつともいえる。これに対し当事者および弁護士の権限は限られたものになっている⁽²⁴⁾。

なお、裁判は 3 人の合議体で審理されるが、経済法廷では 1 名の人民参審員⁽²⁵⁾と 2 名の裁判官により、民事法廷では 2 名の人民参審員と 1 名の裁判官によりそれぞれ構成されることも特徴的である。

(2) 調停前置と訴訟上の和解

訴訟事件のすべてがまず調停に付される（経済事件においては経済事件解決手続法令第 36 条）。ただ、日本のように調停法があるわけでも独立した調停部があるわけでもない。訴訟手続には審理に入る前の準備手続があり、その段階で裁判官が調停をする。ハノイやホーチミン市の大きな裁判所では調停を担当する裁判官は原則として訴訟担当裁判官とは違う裁判官のようである⁽²⁶⁾が、手続法上必ずしも保障されているわけではない。このようにして成立した訴訟上の和解には、日本の訴訟上の和解と同じく、判決同様の効力がある（同条第 3 項など）。

また、同法令第 5 条には、裁判所は当事者の和解交渉を促す義務があると規定されている。準備手続が終わって審理に入ってからでも事案によっては裁判所によって和解が試みられることが頻繁にあるのは日本における裁判所の

実務と同じようである⁽²⁷⁾。ただし、参審員が関与することもあってか、日本の裁判所のような数カ月に1度の短い審理が細切れに行なわれるのと違い、審理に入れば集中審理が行なわれる。

(3) 弁論主義か職権主義か

経済事件解決手続法令第2条（以下、民事事件解決手続法令上も同様）には、原告は訴えを取り下げ、またはその内容を変更することができ、また和解で解決することができるかと規定されている。これによると、訴訟の開始や終了、訴えの範囲の決定を当事者にゆだねる当事者処分権主義が採用されているといえる。ただし、事実や証拠の収集、提出を当事者の責任、権能とする弁論主義の考え方が採用されているか否か定かではない。経済事件解決手続法令第3条および第4条によると、当事者は自己の権利、利益を支持する証拠を提出する義務を負うとされるが、同第35条では、事実を明らかにする上で必要な場合に裁判所は自ら証拠を収集することができるかと規定されている。また、当事者の主張しない事実を判決の資料として採用してはならないという自白の拘束力に関する規定はない。むしろ前述のとおり、監督審や再審などにより当事者の意向とは関係なく検察官や上級審が判決に抗議することができることなどの背景には裁判所が職権で実体的真実を発見する義務を負うという考えがあるものと思われる⁽²⁸⁾。したがって弁論主義は採用されていないと考えられる。

2. 問題点

(1) 経済法廷と民事法廷の管轄問題

経済法廷と民事法廷の管轄は、上記のとおり当該紛争が経済事件解決手続法令第12条に規定される経済紛争であるか否かによって決まる。しかし、紛争が同条の経済紛争か否かの区別は決して明快ではない。例えば、同条第1項の「経済契約」の定義が、注20に引用したとおり経済契約に関する法

令第1条に規定されているが、その内容は必ずしも明らかではない。さらにこの経済契約と、前述した商法に基づく商事契約、民法に基づく民事契約との関係が非常に複雑で理解が困難であるともいわれる⁽²⁹⁾。そもそも経済契約とは、社会主義経済体制下の「生産」に関する大規模な財産関係を規定するものと推定され、その観点から消費に関する小規模な財産関係を規定する民事契約と区別されているようであるがその解釈適用においては齟齬や矛盾が生じ得る⁽³⁰⁾。契約の目的に応じて区別するのでは、訴訟前にどちらの契約かを確定することは難しいばかりでなく、管轄違いの抗弁がなされることも多くなり、ひいては裁判を受ける権利が侵害される危険もある。

実際のところ管轄をめぐる混乱は少なからずあることは裁判所自らも認めるところである。裁判所側は経済法廷か民事法廷かの管轄について争いがある場合には事件ごとに話し合いをもってそのつど決めるので不都合はない⁽³¹⁾とするが、仮にそうだとすると予測可能性がなく問題は残る。2003年度中の制定を目指す民事訴訟法は、民事だけでなく、経済、労働、企業破産、婚姻など多種多様な事件を対象にしているが、具体的な各種手続きは個別の法律として公布すべきだとの意見も根強いようである⁽³²⁾。たしかに、裁判所の専門化は重要だとしても、このような歴史的な区別を専門化のために必要だとして維持することは問題であろう。

(2) 出訴期間：経済契約6カ月

このような管轄の問題で時間を浪費しているうちに、訴権を失ってしまう現実もある。経済契約に関する紛争の出訴期間は紛争発生後6カ月とされているからである（経済事件解決手続法令第31条）。この紛争発生後とは、契約上の紛争であれば契約上の履行期日後とされ、契約の履行期限の延長交渉などに応じていたが結局合意にいたらなかった場合や、和解交渉が不成立の場合などでも、履行期日から6カ月の期間経過を理由に訴権は失われたとして居直られるケースもあるという⁽³³⁾。ベトナムでは、前述のとおりまず和解交渉を行なうことが慣習となっている。それは訴訟要件ではないから和解交

渉をしなければ訴訟提起できないわけではないが、実際には慣行として和解交渉を行なうことが一般的であることを考えればはなはだ不当な結果を招来することになり、ベトナムの裁判所制度に対する信頼を損なう理由の一つとなっていることは否定できない。また、一般の商事契約では出訴期間が2年である（商事法第242条）こととの均衡も欠く。そのため、前述した2003年度に予定されている、包括的な民事訴訟法の制定において一律2年に改正される予定である⁽³⁴⁾。

(3) 調停前置と訴訟上の和解における手続き保障の問題

前述したとおり、審理を行なう前の準備段階で、裁判官が両当事者を呼んで争点の整理をし、当事者に必要な証拠の提出を命じる。この過程で、裁判所は証人を呼んで事情を聴取することもできるのであり、準備段階の裁判官が継続して審理を担当する場合、審理にいたるまでに裁判官が予断を抱いてしまっている可能性は否定できない。また準備段階で行なわれる裁判官による調停で和解のための説得活動が行なわれる。実務上当事者の意向にかかわらず通常3回程度の和解期日ももたれるようである⁽³⁵⁾。これが成功せず、審理手続に移行した後においても裁判官による和解の説得が続くことが多いようである⁽³⁶⁾。

このような実務に関しては日本の裁判におけるのと同様に、和解の強制や、調停不調後に同一の裁判官が判決を下す場合の手続き保障が問題とされよう⁽³⁷⁾。ただし、もともと職権主義的な訴訟指揮が行なわれているようであるから、手続き保障は訴訟上の和解だけの問題ではなく、訴訟手続全般にわたる問題ともいえる。

(4) 検察官控訴、監督審、再審

前述のとおり、同級かまたは一つ上級の検察院は、当事者から独立して控訴でき、判決確定後も監督審および再審の請求をすることができる。これは国家の財産を保護し、法秩序を維持するという理由であろうが、この権限は

実際に頻繁に行使されている。特に国営企業と私人間の民事・経済上の紛争において、国営企業や地元企業保護のためにこの権限が濫用されることも少なくない旨指摘されている⁽³⁸⁾。

特に問題なのは、監督審と再審の存在である。監督審のための抗議をできる期間は、判決・決定が確定してから民事紛争では3年間、経済紛争では9カ月間にわたっている。さらに、当事者に損害を生じさせないときは、いつでも抗議をなしうるとされているのである。多くの級の裁判所が監督審に関与し、複雑すぎるので、新たな民事訴訟法の制定過程において、監督審に関わる機関を減らすことが検討されている。また、再審のための抗議は、民事紛争においても経済紛争においても、規定された事実が発見された日から1年間はできる。ただし、当事者に損害を生じさせないときは、いつでも抗議をなしうる。

このようにさまざまな規定によって判決が覆る余地があり、実務上も覆る例はまれではない。監督審の回数には制限がなく、実際も、同一の事件に関し何度も監督審が行なわれることがある。武藤によると⁽³⁹⁾、実務においては控訴審が何度も第一審に破棄差戻しをし、その後監督審が控訴審の判決に対して何度も開かれ、そのつど控訴審に事件を差し戻して、合計10回以上の判決がなされ、提訴後10年かかっても事件が解決しない民事事件もあるという。

このような判決に対する確定力あるいは既判力が認められない問題は中国の訴訟にも共通する問題である⁽⁴⁰⁾。その背景には共産主義的な発想だけではなく、裁判は国家権力により真実を発見し、正義を追求するものであるという中国にも日本にも共通する思想があるように思われる。

(5) 強制執行の問題

このように判決の通用力に疑問がもたれるだけでなく、判決をいざ執行する段階にいたってその執行が事実上非常に困難でありかつ時間のかかることが指摘されている。これは、民事、経済、労働判決の執行は裁判所ではなく、

司法省の所管となっており、実際には、その地方の出先である、地方の省級人民委員会の司法局に所属する執行課が担当することにもよる。その執行課の下には、県級人民委員会の司法課に属する執行隊が存在する。その管轄は、第一審裁判所が審理した場所における裁判所と同級の執行機関ということになる⁽⁴¹⁾。地方の人民委員会は地方の行政機関であるから、地方の政治力を背景に地元の企業を保護するために当該企業に対する執行を故意に遅らせたり、着手しなかったりする例も少なくない⁽⁴²⁾。

裁判外紛争処理

裁判以外にも仲裁、調停、交渉などのいわゆる裁判外紛争処理が考えられる。以下、ベトナムにおける特徴および問題点に絞って概観する。

1. 仲裁

(1) 仲裁法

現在ベトナムは日本などからの協力を得て法律家協会が中心になって商事仲裁法令の起草作業中⁽⁴³⁾である。仲裁に関する法令は、現在、後述するベトナム国際仲裁センターおよび経済仲裁センターの二つの機関仲裁を認める個別法しかなく、仲裁一般を認める包括的仲裁法がないためである。現行法では、仲裁判断に裁判所が拘束されたり、裁判所がこれを強制執行したりすることに問題があるばかりか、証人の召喚、証拠の収集や保全処分について、裁判所の協力を得られないなど仲裁制度の重要な点が不備であることが指摘され、外国投資の誘致を妨げていると考えられているからである。

ベトナムでは現在、後述する仲裁機関以外での仲裁、すなわち、当事者が自由に仲裁人や手続きを定める、いわゆるアドホック仲裁は認められていない。起草過程では、外国投資法およびベトナムが締約国になっている条約に

従う外国の要素がある紛争で、外国人（法人を含む）が当事者になっている場合には認めるが、ベトナム人（法人を含む）間の国内仲裁では認められないとされていた。しかし、外国投資法上のベトナム法人となると国内仲裁としてアドホック仲裁ができなくなるなど仲裁の利便や効用が妨げられることから、わが国の国際協力事業団専門家を含む多くの外国専門家のコメントなどを勘案して、現在国内においても認める方向で草案が修正されている⁽⁴⁴⁾。

また、仲裁法の適用範囲として、経済紛争を民事紛争から区別して扱う裁判手続同様、ビジネス活動から生じる紛争に限定する予定であったが、仲裁可能性があるかぎり民事紛争にも同法令を適用して仲裁による紛争処理を認めるべきであるとの外国専門家のコメントがあることを重視して⁽⁴⁵⁾、いったんは「商事」の限定をはずし「仲裁に関する法令」との表題に改定された。前述のとおり、現行の1997年商事法は、商事活動を動産売買、商事サービスの提供および貿易促進を包含する一つまたは複数の商事行為を行なうことに限定している（同法第5条）ことから、仲裁で処理されるべき投資、信用保証や運輸などの他の商事ビジネス活動には適用されないようになることを危惧する外国専門家の意見を入れたからである⁽⁴⁶⁾。

(2) 仲裁機関

VIAC（ベトナム国際仲裁センター）⁽⁴⁷⁾は1993年にVCCI（ベトナム商工会議所）の下に設立された（93年4月28日ベトナム国際仲裁センターに関する首相決定204 TTg号）。その管轄は、売買契約、投資、旅行、国際運送、国際保険、技術移転、国際信用・決済などのような国際経済関係から生じた経済紛争（同決定に付属する条例第2条）であって、当事者の一方または全部が外国人または外国法人であるものだったが、96年からは国内経営関係から発生した経済紛争にも管轄が拡大された（96年2月16日ベトナム国際仲裁センターの紛争解決権限の拡大に関する首相決定114 TTg号第1条）。したがって、VIACにおいては国際仲裁のみでなく、国内仲裁も可能となった。その仲裁判断は最終的なもので、裁判所またはその他の機関に上訴することはできない（同

決定第8条)。

ところが、仲裁判断を裁判所が執行する法的根拠規定が現在までベトナム法上にはないので現在強制執行はできない状態となっている。といて改めて経済裁判所に提訴することもできない。なぜなら、仲裁合意は、経済裁判所が訴えを却下する事由として列挙されているからである(経済事件解決手続法令第32条第5項)。さらに、管轄が国内経済仲裁にまで拡大されたため、後述の経済仲裁センターと管轄が競合するため、同センターの経済仲裁を規律する政府議定116 CP号の適用があるのか疑義も出ている⁽⁴⁸⁾。

このような重大な制約があることと、未だベトナム語でしか審理できないという事情からまだ扱う件数は多くない。1993年から2000年の終わりまでに同センターは約120件の事件を解決し(年平均20件となる)、事件の60%は交渉により解決されているという⁽⁴⁹⁾。2000年度も21件の受理にとどまった⁽⁵⁰⁾。

これに対し国内仲裁を想定した、経済仲裁センターは1994年9月5日経済仲裁の組織と活動に関する政府議定116 CP号により司法省の認可により設立が認められた。2001年11月現在ハノイ、ホーチミン市などで合計五つ⁽⁵¹⁾の経済仲裁センターが認められ各センターの仲裁人候補者も司法省の認可による登録制となっている。仲裁人は弁護士だけでなく司法省の職員などの公務員も含まれる。しかし弁護士が主な仲裁人として登録し、法律事務所とセンターを兼業しているのが実態である。

その管轄は、同議定第1条に経済契約関係の紛争、会社とその構成員間または会社の設立、操業、解散をめぐるその構成員同士の紛争、および持分(株式)、社債の売買に関する紛争の解決と規定されている⁽⁵²⁾。同議定を施行する手引である司法省の1995年1月3日付通達によると、紛争当事者の国籍を問わないこととされ、したがって国際紛争にも管轄が認められ、国際仲裁センターの管轄と競合することになったが、やはりベトナム語でしか手続きができないことなどもあって実際には国際紛争を扱うことはほとんどない⁽⁵³⁾。

留意すべきは、同センターの仲裁判断に法的拘束力も強制執行力もないことである。このため、相手方が仲裁判断に従わない場合には当事者は改めて管轄裁判所に訴訟を提起する権利があるとされる（同議定第31条）。すなわち仲裁判断を得ても相手方がこれに従わない場合、改めて裁判所における訴訟などによる救済を求める必要があるということである。しかし、経済紛争においては、前述のとおり、出訴期間が6カ月と短いため、事実上訴訟もできなくなってしまっている可能性が大きい。

このようなことから、経済仲裁センターでの仲裁はリスクが高く、受理件数は各センターとも年間10件程度である。管轄も、経済契約に基づく紛争、会社の設立、運営、解散に関する会社とその社員の間、会社の社員間の紛争、株式と社債の売買に関する紛争に限定されている。日本の弁護士会仲裁におけるように、紛争は少額のもが多く、事前に仲裁合意があることはほとんどなく実際に行なわれる手続きは和解交渉を助ける調停がほとんどである。

(3) 外国仲裁判断の執行

前述のとおり、ベトナムは1995年に、外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）を批准し、同時に外国仲裁判断の承認および執行に関わる法令（95年9月14日成立、96年1月1日から施行）を制定している。しかし、前述したとおり、同条約の適用を商事紛争に限る留保をしていること、裁判所による条約の解釈はベトナム法に合致するよう留保していること、さらにアドホック仲裁は認めておらず外国における仲裁についてはベトナムの法律で仲裁可能な紛争でなければならないこと（同法令第16条第2項a号、外国投資法などの法律に仲裁可能であることが規定されていなければならないものと思われる）などから、外国仲裁判断の承認および執行には依然大きな制約がある。また、同法令第20条第2項によると外国仲裁判断はベトナムの民事判決執行に関する法律に従い執行されるとされており、現在の民事判決執行に関する法令には仲裁判断が債務名義としてあげられていないので結局執行ができるかは不明であるとの指摘もある⁽⁵⁴⁾。著者の現地調

査では、特にこの点において関係者の間で問題意識はなく、実務上判決の執行に準じて執行されることに問題はないとのことであった⁽⁵⁵⁾。さらに、承認・執行の拒否事由として、同第16条第2項b号には、同条約第5条第2項b号に対応するものとして、「公序」ではなく、「ベトナム法の基本原則に反すること」となっており、その内容は明らかにされておらずかなり拡張されて解釈される余地があることも留意すべきである。

実際、外国仲裁判断の承認をベトナムの裁判所が拒否する事件が相次いでいる。外国仲裁判断の承認に対して裁判所が示した判断は2001年11月現在5件あり、3件について仲裁契約の無効を理由に承認が拒否されている⁽⁵⁶⁾。1件はパリの国際仲裁廷における仲裁判断、他の2件はロシアにおける仲裁判断である。いずれもロシア企業が原告となっており、同じ理由で拒否されている。すなわち、国営企業法で副総支配人に代表権がないため被告であるベトナム側の署名が無効だから仲裁契約自体がそもそも無効であるとしてニューヨーク条約の拒否事由に当たるとするのである⁽⁵⁷⁾。

また、ニューヨーク条約を商事紛争のみに適用することに留保しているため、仲裁判断の対象となった紛争が商行為に関するものが争われることもある。すなわち、商事法が適用される商行為としては前述のとおり14項目しか列挙されていない（同法第45条）ことから、ここに掲げられていない種類の契約をめぐる紛争は商事紛争とはされず、したがって例えば貸金契約や建築請負契約などに関する紛争に対する仲裁判断にニューヨーク条約が適用されないのではないかと危惧がある。実際、日本企業のシンガポール支店が、ハノイの合弁企業を相手取り香港国際仲裁センターにおける仲裁判断の承認を求めた事件ではこの点が争点の一つであった。すなわち、ベトナム合弁企業は建設請負契約であったから、商行為ではなく、ニューヨーク条約の適用はないと争ったのである。しかし、ハノイ人民裁判所（経済法廷）は2001年9月21日、当該契約は売買契約であったと認定してベトナム側の主張を退け、同仲裁判断を承認した。これは、ベトナムにおける外国仲裁判断を裁判所が承認した初めての事件として注目されている⁽⁵⁸⁾。また、2001年12

月 18 日には、南部のラン・ドン省人民裁判所でジュネーブの商工会議所による仲裁判断が承認され、やはり韓国企業がベトナム企業に勝訴した例が報告されている⁽⁵⁹⁾。

2. 調停および交渉

前述したとおり、ベトナムでは、日本の裁判所における調停のようないわゆる司法調停は制度として確立していないが、行政官や裁判官による和解の斡旋という形で事実上調停が行なわれることは多い。商事紛争処理においてもまず紛争当事者間の交渉が行なわれ、これが功を奏さない場合権威者による調停が行なわれることが日常的な紛争処理であるものと思われる。しかし、これらは共通の手続きがあるわけではなく、一般化して論ずることは困難である。

他方、近時、一般民衆にとっての紛争処理手段として伝統的な各村レベルの調停が制度化されてきており、また法律扶助の一環として調停による紛争処理が促進されている。これらの紛争処理は、外国投資に関する商事紛争ではほとんど直接使われることはないものと思われるが、市場経済化における紛争処理の近代化の過程を見る上で、伝統的手法との関連およびその変容を観察することは重要である。そこで、以下、このような伝統的紛争処理の動向を考察する。

(1) 調停組

多くの伝統的な共同体にあるとおり、ベトナムにおいても伝統的な村の慣習法による調停が存在していたものと推定される。政府は、社会主義による近代化のなかで抹殺されていたこれら村（自然村としてのムラ）の慣習法（Huong uoc 郷約と訳されるムラごとに成文化された掟）をドイモイ政策遂行の一手段として復活させようとしており⁽⁶⁰⁾、その過程で、伝統的な調停も近代的司法制度の枠組みで認知し活用していこうとする動きが見られる。すなわち、

憲法第127条第3項は、軽微な犯罪と人民間の小規模な紛争処理を扱うために草の根レベルで人民に適合する組織を設立すると規定し、これに基づき調停を行なう調停組（to hoa giai、漢字では「和解組」）が組織されている。1999年1月5日に全文19条から成る「草の根レベルにおける調停組の組織と活動に関する法令」が公布、施行された。

調停組は、(1)個人間の不和、(2)民事関係、婚姻・家族関係から発生した紛争、(3)刑事または行政罰により処理する程度にいたらないような法令違反を処理する（同法令第3条第1項）。

このように、調停組による調停は外国投資に絡むような大きな商事紛争には想定されていない。しかし、日常的な民衆同士の少額取引をめぐる紛争は民事関係の紛争としてこの調停の対象となっているものと推察される。またベトナムでは、特に経済犯罪は、行政的な制裁を受けた後にさらに同様の犯罪を犯すと初めて刑事罰に処せられるという場合が多いので、調停組による軽微な法律違反の処理は刑事罰を処す前の行政的な制裁の一種としても機能しているようである⁽⁶¹⁾。

調停組は、自律した組織として村落や居住区に設立され⁽⁶²⁾、組長や調停委員は、社級の祖国戦線が推薦し、人民が選任し、同級の人民委員会が承認する（同法令第7条）。調停の結果、両当事者が合意にいたったときは、調停調書が作成されるが、これには、既判力も執行力もない。

このように村の伝統的な調停を制度化する政府の意図には、ドイモイによって自由化が進むなかで、これによって村レベルにおける共産党支配を維持しようとの目論見もあるように思われる。なぜなら、調停組は自律した組織とされているものの、同法令第9条によって、調停委員は党の方針および政策に厳格に従うことを求められているからである。また、同法令第15条によれば、優秀な調停組は国からの褒賞を受けることになっており、紛争処理状況などは人民委員会に報告されるなどして、その活動は共産党に掌握されているものと思われる。

(2) 法律扶助による調停の近代化

他方、1997年9月6日首相決定734号で設立された法律扶助制度によって、調停人の研修などを通じて調停の近代化がはかられていることは興味深い。2001年6月現在61省中59省に法律扶助会が設立され、約2100名のボランティア職員（退職した公務員が多い）が勤務し、2001年6月までの3年間で4万2000件以上の事件において法律扶助が与えられているという⁽⁶³⁾、法律扶助は、資金面ばかりでなく、関係諸機関との連携による調停による紛争処理を推進するため、法律相談、調停人研修などを行なっている。専門家を派遣して、農村などにおける調停組における調停の近代化のためにも調停の手法などを教えている。活動は少数民族の地域などにも及んでいる。また、後述するとおり、法律家協会も独自に法律相談や斡旋、調停などを実施しており、このような非公式な紛争処理は日常的に行なわれているものと思われる。その場合、前述のとおり政府がドイモイ下でその復活を奨励している慣習法である郷約が基準として用いられるようであるが、その実態は不明である。

紛争処理における弁護士役割

ベトナムは近時、弁護士制度の整備にも力を入れている。なぜなら、市場経済における取引には近代的司法制度の確立ばかりでなく、これを活用する弁護士の役割が重要だからである。また、弁護士制度は日常の法律相談を通じて紛争処理または予防に役立ってきている。ベトナムの弁護士には、法廷で依頼者を代理できる律師（luat su）と法廷での代理権をもたない、法務関係の公務員と民間の法律家を含む律家（luat gia）の2種類がある⁽⁶⁴⁾。以下弁護士制度とその実務を概観する⁽⁶⁵⁾。

1. 律 師

2001年7月25日に制定され、同年10月1日から施行された律師に関する法令第8条によると、律師として「律師団」に加入できる要件として、(1)ベトナム在住のベトナム国民であり、(2)法学士を有し、(3)原則としてベトナム法の公認するベトナムまたは外国の弁護士養成課程を終了した者で、公務員でない者などがあげられている。律師団に入会后24カ月間の実務研修を受け律師団の主催する試験を受け、合格すると司法省が合格者を審査し、司法省の許可があると、律師団が「律師」のライセンスを出すことになる⁽⁶⁶⁾。司法省には、律師を監督する局があり、自治は認められていない。律師は、省単位で存在する律師会に所属しなければならない。これまで日本弁護士連合会に相当するような全国レベルの律師団の組織はなかったが、同法令(第35条)によって全国律師組織が規定された。しかし、その具体的内容などはまだ決まっていない。

律師は、従来名誉職的な色彩が強く、特にハノイでは律師団に入会するのが困難であったようであるが、最近ハノイにおいても入会者は急増しているようである。2002年4月時点で、各省に一つ、すなわち61の律師団があり、約1600人の律師(これに加えて研修中の律師が約500名)がいて、これは国民約5万人に対し律師1名という現状であり、依然律師が少なすぎるといわれる⁽⁶⁷⁾。また律師の提供するサービスの質も高くなく、一般の市民の律師への実際上の尊敬度も日本ほど高くはないようである⁽⁶⁸⁾。

2. 律 家

律家は、大学の法学部を卒業していること以外に資格を要求されるわけではない。律家は当然の法廷代理権をもつわけではないが、事件ごとに律家会(法律家協会)から推薦状を受け、これを裁判所に提出してその許可を受けられ

ば「人民の弁護人」(bao chua nhan dan) ないしは単に「代理人」という資格で律師と同様の活動ができる。外資系企業を顧客とする法律事務所に勤務するベトナム人弁護士の多くは、律家の身分で法律コンサルタント、契約の作成や依頼者のための交渉業務を行なっている。そのため律師のほとんどは、律家として登録をしているというが⁽⁶⁹⁾、前述の律師に関する法令の制定による弁護士制度の整備と政府による律師増加の努力により事情は変わってきている。

律家により構成される法律家協会は、非政府組織とされるが、会費などの自己財源があるほか、国家から補助金を受けている。省単位で独立に存在する律師団とは異なり、法律家協会にはハノイに中央執行委員会があり、省、県、社の各行政レベルに支部が存在するほか、各国家、社会組織にも支部がある⁽⁷⁰⁾。同協会の代表は、人民裁判所の裁判官を選任する裁判官選任委員会の委員になったり、同協会はまた商事仲裁法などの法案を起草したりもしているので、実際は、政府の一機関としての機能を有しているものと思われる。法律家協会が会員外に有償で法律相談業務を行なうことは法律上禁じられているが、法律扶助の名目で行なわれてきている。最近は立法活動、法教育、法執行、草の根レベルの調停および法律相談、法律扶助においてますます重要な役割を果たすことが求められている⁽⁷¹⁾一方、律師の人口が増加し、全国律師組織ができていけばその役割分担の調整がとられることになる。

3. 法律事務所

律師に関する法令(第17条)には法律事務所の形態として、律師事務所と法律合名会社の2通りが規定される。律師事務所の律師は法律コンサルタント業務のほか法廷活動も行なうこともできるが、外国弁護士と共同で経営することはできない。これに対し、法律合名会社の律師は外国弁護士と共同で経営することはできるが、法廷活動を行なうことができない。最近、律師事務所で若いベトナム人律師も流暢な英語で外国投資に関する外国企業の

法律相談にも応じ、その紛争処理にも力を発揮しているが、彼らの背後にはやはり英米あるいはフランス系の国際法律事務所があって協力関係を結んでいるものが多い。

紛争処理の課題

以上、ベトナムにおける紛争処理をさまざまな角度から概観した。現在、日本を含め国際的な支援を受けながら市場経済に適合的な紛争処理のための法制度整備が急ピッチで進行している。以下、その整備において考慮されるべき紛争処理をめぐる課題をまとめてみたい。

1. 市場経済化関連立法

現在ベトナムでは、国連開発計画（UNDP）の主導の下に、2010年までのベトナムにおける法制度発展のための包括的なニーズ・アセスメントが行なわれている⁽⁷²⁾。これは、ベトナムにおける法制度整備支援をしている国際機関、二国間援助機関およびベトナム側が参加して、援助の調整を行ないながら体系的な法制度の早期の確立をめざすものである。

ドイモイ政策の下、市場経済に適合した法の整備が第1の課題であることは論を待たないであろう⁽⁷³⁾。特に市場経済の行為規範としての民法、商法などの実体法だけでなく、むしろ市場における紛争を法に従って公正に処理できるための手続法の整備も重要である。現在、経済事件解決手続法令、民事事件解決手続令と二元的な訴訟手続を統合した民事訴訟法、国境を超えた商事紛争処理の中核となる仲裁制度を整備する仲裁法令が2003年度中採択予定とされ、判決の執行を強化する執行法令などの諸手続法も現在立法過程にあり、外国や国際機関などの援助を得て、数年以内には法的紛争処理に不可欠なこれらすべての法が採択される見込みである。

まず、包括的な民事訴訟法の制定が重要である。経済紛争を専門とする裁判所の専門部をつくること自体は妥当であろうが、ソビエト時代の歴史を踏襲するような国家経済に関わる紛争を民事紛争から区別して扱うことは適当でない。外国投資により民間のビジネスが発展すれば経済活動も複雑化し、その区別も困難となり、今後このような管轄をめぐる紛争が多発することも予想される。手続法が相違することも混乱をまねくので、これらの紛争処理を統一した包括的な民事訴訟法を早急に策定することが求められる。

前記の包括的ニーズ・アセスメントによれば、2002年度に商事仲裁法令を施行した後、仲裁法の起草を始めることとなっている。仲裁法は、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の模範仲裁法を参考に当事者自治をどこまで認めることができるかが課題であろう。無論、国内仲裁においてもアドホック仲裁を認め、仲裁合意に裁判所は拘束され、また支援を与え、その仲裁判断を判決同様執行することが求められる。このための執行法の改正も不可欠であろう。また、現在のニューヨーク条約の商事紛争にのみ適用を限る留保を撤廃すべきであるし、商事紛争のみに適用を限定するとしても、「商事」の定義は、UNCITRAL 模範法に準じて相当広く解釈する必要がある。仲裁法の帰趨を占う上でも、その暫定法規である商事仲裁法令の2002年度中の採択が待たれる。

2. 司法制度改革

司法省では、裁判所の管轄割振りが不明瞭なので、県級裁判所に第一審の一般的な管轄を与え、省級裁判所を上訴裁判所として、最高人民裁判所を監督審裁判所に特化させ管轄を整理することを検討中である⁽⁷⁴⁾。しかし、2001年の国会で刑事訴訟法改正案を出して県級裁判所の管轄を拡大しようとしたが、裁判官の質が低く、拡大すれば誤判が増えるとして否決された⁽⁷⁵⁾。しかし、「民事事件には始まりはあるが終わりが無い。」といわれるように、監督審の手続きが果てしなく続く実情を改革する必要があり、監督審を非常に

限定された特別手続として限定された種類の事件についてのみ認めることを検討している。

3. 執行制度

上述したとおり判決および仲裁判断の強制執行は実効性に疑問があり、さまざまな課題がある。現在、司法省が主管となり、判決執行法の起草作業が進行している。民事判決だけでなく、刑事判決の執行まで同法案に取り込むアイデアもある。ベトナムでは、民事判決の執行といっても、主に刑事判決の民事部分（詐欺の被害者に対する損害賠償命令など、これも民事判決の実行の一種とされる）の執行事件が多数あり、この多くが未済事件となっているのが問題とされているからであろう。

ベトナムでは、前述のとおり、省級人民委員会の司法局に組織的に所属する執行課が民事判決の執行を行なう。省級の行政区域に対応する執行課の下には、県級人民委員会の司法課に属する執行隊が存在して、実際の執行を行なう。このように判決の執行機関が裁判所から独立して司法省および地方人民委員会の支配下にあることは、司法の独立が貫徹されていないともいえる。なぜなら、当事者が判決に従わないため結局紛争が解決されなければ当事者が判決を求めた意味は失われるし、判決の執行力を背景に和解によって任意に履行を迫ることもできないであろう。いかに良い判決を下しても裁判所に対する国民の信頼も醸成されない。司法省も人民委員会も行政機関である以上、個人の権利の実現というよりも行政作用の観点が優先され、結局政治的な圧力によって個人の権利の実現が妨げられる事態も想定される。実際に少なくない事件で、地方の人民委員会で判決が無視されて執行されない場合があり、その背後には地元企業への不当な保護の発想があるようである。その意味で将来的には、執行権を裁判所に移管することが考えられよう。

4. 調停の近代化

ムラレベルの「草の根」調停の制度化、および、調停人の研修などにみるとおり、伝統的慣習的な調停の近代化も推進されている。このような調停の近代化は、ムラレベルの非商事紛争だけでなく、外国投資にも絡む大型商事紛争などにおける行政の介入としての非公式な調停や、裁判所における裁判官による調停という実務においても問われることになる。なぜなら、近代的な裁判制度や訴訟法を導入しても、やはり慣習による伝統的な紛争処理は日常生活において生きているのであって、容易に変わるものではないからである。結局はそのレベルでの処理がどれだけ公正かつ公平に行なわれ、またどれだけ手続き保障と当事者自治が尊重されているかが市場によって問われることとなる。しかしながら、日本における商事紛争処理が、非公式ないわゆる行政指導などにより行なわれ、また訴訟手続のなかで裁判官による事実上の調停が行なわれ、そこではむしろ法律の枠組みはあるとはいえパターンリスティック処理が継続してなされてきたことからすれば、むしろ市場の論理ばかりでなく、伝統的な手法を生かしていく道もあるであろう。それは、ベトナムがどのような市場を望むかによる。

まとめにかえて

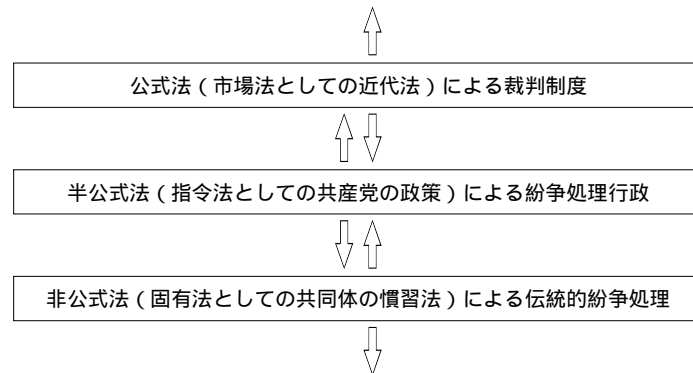
以上のように市場経済に適合的な近代法と近代的司法制度および紛争処理の確立が現在のベトナムにおける紛争処理の大きな課題であることは明らかであるが、これは単に近代的法制度の移入だけで解決できるものではない。ドイモイ以前の共産主義的統制経済の名残と、共産化以前の伝統的な慣習法および慣習的紛争処理との折衷、適合が必要だからである。政策的に合理的な法制度を策定しても、一般社会の人々の意識が変わらないかぎり法制度は

現実には機能しない。人々の生活のなかでは公式な法制度とは違う、エールリッヒのいわゆる「生ける法」が機能しているはずだからである。これは、地方のムラだけのことでなく、ベトナム社会全体に言えることである。なぜなら、ベトナムは、強固な村落共同体の伝統をもつ社会であり、自己完結性の高いムラ社会の集合のような性格を有しているからである⁽⁷⁶⁾。

ベトナム政府はこのため、郷約の復活を奨励し、調停組制度と法律扶助によって、ムラレベルの伝統的な紛争処理の近代化を目指している。しかし、同時に、これらの制度化により、市場経済化による矛盾に対する安全弁としての社会主義的なイデオロギーの再注入ということをも考えているのではないと思われる。他方、外国投資などに関わる紛争などについては、従来の社会主義的な国家による紛争処理の独占から、当事者自治を建前とする仲裁法などの近代法を大胆に取り入れることによって外国投資に弾みをつけようとしている。ここに紛争処理における表と裏の二元構造が見てとれる。すなわち、外資導入のための市場整備としての、外国向けの近代的紛争処理の移入と、市場経済化で失われるおそれのある権力を維持するための、ムラレベルでの伝統的紛争処理手法の利用である。これを紛争に関する法についてみれば、表層に市場経済のための公式法としての近代法が移植されつつある反面、基層においては各ムラレベルの共同体を支える非公式法としての慣習法があり、これが再度成文化されることによって公式化し、近代法としての国家法体系のなかに取り込まれつつある。しかし、その公式化が共産党という国家権力によって行なわれている以上、権力によってすくい取れない非公式な慣習法とこれによる伝統的紛争処理はなお残るにちがいない。同様に、外資に見栄えの良い法制度が公式にはできたとしても、人々の意識や共産党による支配の構造が変わらないかぎり、行政機関や党を通じた斡旋、調停といった（成文化されない）非公式な紛争処理はやはり残るはずである。

とすると、その表層と基層の中間層には、共産党の政策を実現するための指令法として非公式の紛争処理を公式化し、公式の紛争処理を非公式化するいわば半導体的な半公式法⁽⁷⁷⁾とでもいったようなものが介在していると考

図1 法の三層構造の概念図



（出所）筆者作成。

えることもできる。このようにベトナムにおける紛争処理をめぐる法制の現状をみるにあたって、さしあたってこのような法の三層構造を描くことができるのではないであろうか（図1）⁷⁸⁾。

現在のベトナムにおいては、これらの三層の法がそれぞれに影響を与えながら互いに強化されつつあるものと思われる。すなわち、市場経済化をめざす以上、市場法たる近代法および近代司法制度、近代ADRとしての仲裁制度などが拡大強化されつつあることは言うまでもないが、他方、その移行過程で経済を国家管理するという共産主義的イデオロギーを背景とした指令法は、伝統的慣習的紛争処理を復活させ近代化するという政策目標を達成するためとしながら、静かに拡大強化されつつある。反対に、共産主義による抑圧から逃れ、伝統的な紛争処理を復活させた共同体法は、市場経済化という新たな共産主義的イデオロギーに再び取り込まれないためにやはり静かにかつ巧妙に潜行しながら拡大していることも仮定できるのではなかろうか。

このような法のダイナミズムのなかで、近代的な市場法は、指令法を通じてベトナムの人々の意識レベルに近い「生ける法」としての共同体法に影響してベトナムの社会に受容され、根づくのか、それとも逆に強固な共同体法

のほうが指令法を介して逆流し、市場の論理自体をベトナム的ないわゆる「社会主義的市場経済」という折衷的イデオロギーに変容しつつ受容していくものなのか⁽⁷⁹⁾。これらのベクトルが相互に作用しつつあることは間違いないとして、紛争処理をめぐる「生ける法」が変化していくのか、変化するとしてそれをどう評価するかは、現在日本も大がかりに行なっているベトナムにおける法整備支援の評価ともからんで大きな課題となりつつある⁽⁸⁰⁾。

- 注(1) 同協定第1章「物品取引」第7条「商事紛争」の第2項には、両国の国民または会社における当該物品取引をめぐる商事紛争処理のために仲裁（UNCITRAL 仲裁規則のような国際的な基準を満たす規則による仲裁 同第3項）を促進することが謳われ、同第6項では仲裁判断の承認および執行が国内で有効になされることを保障しなければならないとしている。同協定第4章第4条も、両国はそれぞれの国民または会社に対して当該投資に関わる権利を行使するための実効性ある手段を与えなければならないとしている。
- (2) 2001年11月22日における司法省国際法局次長 Hoang Phuoc Hiep 氏のインタビュー。
- (3) その多くは東欧などの旧社会主義国である。
- (4) 1993年7月1日施行の外国裁判所における民事判決の承認および執行に関する法令（Phap lenh ベトナム独自の暫定法、注18参照）に関する同年7月24日付の司法省、最高裁判所、最高検察庁合同通達（No.04/TT-LN）第1章。
- (5) 計画投資省法律および投資促進局局长 Pham Manh Dung 氏によると、ベトナム側は日本との投資協定を締結することを望んで働きかけてきているが、日本側があまり積極的に応答してきていないとのことであった（同月23日の同氏からの聞き取り）。
- (6) 改正法の概要については、安田信之＝チャン・ティー・レ・トウイ（2000）および Nobuyuki Yasuda and Tran Thi Le Thuy（2000）を各参照。
- (7) 2001年11月22日における Vietnam International Law Firm（VILAF）ハノイ事務所のパートナー Tran Anh Duc 氏のインタビュー。
- (8) 後述するとおり、ベトナムでは許可された機関における仲裁以外の、いわゆるアドホック仲裁は未だ認められていない。外国仲裁判断の承認および執行に関する1958年条約（ニューヨーク条約）を1995年に批准しているが、その解釈はベトナム法に合致することを留保しており、その批准と同時に採択された「ベトナムにおける外国仲裁判断の承認および執行に関する法令」第16条第2項(a)によれば、ベトナム法の下では仲裁により解決できない紛争

であると裁判所が考える場合には承認も執行もできないことになっている。

- (9) 同法第 238 条によって、商事紛争とは、商事取引における契約の不履行または不完全履行から生じる紛争である、と定義されている。同法第 45 条には同法が適用される商行為のタイプとして以下の 14 が列挙されている：1. 動産売買、2. ビジネス・パーソンの代理、3. 商事的仲立、4. 委託品の売買、5. 動産売買のための代理、6. 商事的加工、7. 動産の競売、8. 動産供給のための入札、9. 運送取扱人役務、10. 物品検査役務、11. セールス・プロモーション、12. 商事的広告、13. 物品の展示および紹介、14. 見本市および展示会。後述するとおり、ここに列挙されていない内容の契約をめぐる紛争は商事紛争とされないのではないかとの危惧がある。
- (10) Dao Tri Uc (November 2001) p.3.
- (11) *ICD News* 創刊号 2002 .1 108 ページ。
- (12) Pham Duy Nghia (2001) p.171. またこの点は、注 5) で述べた投資計画省 Dung 局長のインタビューでも確認された。
- (13) 2000 年 11 月 21 日における日本貿易振興会 (JETRO) ハノイ事務所における駐在員からの聞き取り。
- (14) 同月 28 日における JETRO ホーチミン市事務所における駐在員からの聞き取り。石田 (2001) 204 ページは、このような労働契約の終了に関わる紛争が労働紛争の 60 ~ 70% を占めるとし、このような紛争の増加が市場経済化の進展で今後増えると予想する。
- (15) *Institute of State and Law* (March 2002) p.12 によれば、すべての審級の人民裁判所が受理した経済事件の数は、1995 年に 539 件、96 年に 633 件、97 年に 701 件、98 年に 1289 件、99 年に 1495 件そして 2000 年には 1177 件となっている。
- (16) 環境問題に関しては、中部や北部などの山岳地帯における少数民族の土地利用をめぐる紛争が多発しているようであるが、政治的な事件とされて調査はきわめて難しい。また、海上における外国船の衝突事故で重油が流失して漁場が汚染された事件、工場や火力発電所による汚染、また廃棄物処理場建設をめぐる補償事件なども報告されている。これらは科学技術環境省および地元人民委員会などの調停で和解によって解決しており、まだ大きな社会問題化はしていないようである (*Institute of State and Law*. March 2002, pp.115-122)。
- (17) 人民裁判所組織法第 2 条により、人民裁判所は、県級、省級および最高の 3 級に別れているが、県級裁判所が第一審の場合は、省級裁判所が控訴審として、省級裁判所が第一審の場合は最高裁判所の控訴部が控訴審となる二審制を原則とする。2001 年 6 月現在 620 の県級裁判所と 61 の省級裁判所がある。渉外民事事件および訴額 5000 万ドンを超える経済事件は省級裁判所が第一審

の管轄をもつ。ちなみに同法は、2002年4月2日に改正（同年10月1日施行予定）され、下級審裁判所の所管がそれまでの司法省から最高人民裁判所に移り、司法の独立に一步近づいたといわれる。

- (18) 法令（Phap lenh）は、国会によって委託された問題に関して規定する暫定施行法的性格を有する（白石編著（渡辺）54ページ）。
- (19) 経済紛争は歴史的な背景に基づく訴訟手続上の概念で、注(9)で述べた商事紛争とは別個独立の概念である。
- (20) 1989年9月25日の経済契約に関する法令第1条には、生産、物の交換、サービスの提供、科学のおよび技術的ノウハウの調査および適用に関係する合意または文書、または性質上商事で各当事者の権利義務を明確に規定した合意と定義され、さらに同第2条は、経済契約は法人間または法人と本法の規定に従って営業登録をした個人との間で締結され得るとしてその当事者も限定している。
- (21) ロシアやウズベキスタンでも「経済法廷」と名称を変えているが、キルギスタンやカザフスタンなどでは「経済仲裁裁判所」とまだ「仲裁」の名を冠している。
- (22) 経済事件解決手続法令第75条には、監督審を行なう原因として、裁判手続の重大な違反があるとき、判決、決定の結論が、事件の客観的な事情に符合しないとき、および法令の適用に重大な誤りがあるときがあげられている。
- (23) 同法令第82条には、再審を行なう原因として、関係当事者が発見できなかった重大な事情が発見された場合など四つの事由があげられている。
- (24) 日本の戦前の法廷がそうだったように、裁判官席、書記官席、検察官席は弁護士の席より一段高くなっている。
- (25) 社会主義理念に基づく民衆参加（人民による裁判）のために、祖国戦線という共産党の大衆組織が指名する候補者のなかから、国会常務委員会が選任する者である。
- (26) 2001年11月23日における最高人民裁判所経済法廷所長 Do Cao Thang 氏のインタビュー、およびホーチミン市人民裁判所（省級）経済法廷の副所長 Tran Van Su 氏のインタビュー。ただし、前掲 VILAF の弁護士によると、同じ裁判官が行なうとのことであり、各裁判官によりやり方が違うのかもしれない。
- (27) 2001年11月22日における前掲 VILAF ハノイ事務所の Duc 氏のインタビュー。ただし、前掲ホーチミン市人民裁判所の Su 氏はこれを否定している。
- (28) *ICD News* 創刊号 2002.1 107 ページでフーン検事は「ヴェトナムでは、当事者だけでなく公益の代表者である検察官や裁判官においても事案を明らかにする義務を負う。」という。

- (29) *ICD News* 第4号 2002.7.7ページ注(6)竹内の分析参照。
- (30) 白石編著(武藤)149ページ注(4)は現地調査によって裁判所同士でかならずしも統一された解釈ではないことを明らかにしている。さらに、武藤(2002)154-159ページでは、経済契約と民事契約の峻別そのものが市場経済化のなかでさまざまな混乱をまねいていることを報告している。
- (31) 前掲二つの裁判所でのインタビュー。
- (32) *ICD News* 第3号 2002.5.179ページにおけるピン判事の報告。
- (33) 前掲JETROハノイ事務所でのインタビュー。
- (34) 前掲ハノイ最高裁判所およびホーチミン市人民裁判所におけるインタビュー。
- (35) *ICD News* 第4号 2002.7.9ページ竹内注(10)。
- (36) 前掲VILAFハノイ事務所のDuc氏のインタビュー。
- (37) 裁判所は、和解の調停または斡旋では当事者対席を原則としているというが、地元弁護士はむしろ個別面接によって行なわれることが通常であると言っている(前掲各インタビュー)。
- (38) 前掲VILAFのDuc氏のインタビュー。
- (39) 武藤(2000)78ページ注(15)。
- (40) 2001年11月19-20日に行なわれたアジア経済研究所JETRO主催のラウンドテーブル会議におけるDr. Liu Junhai (Asso. Prof., the Institute of Law, Chinese Academy of Social Sciences)の発表。
- (41) 白石編著(武藤)141ページ。
- (42) 前掲VILAFのDuc氏のインタビュー。なお前掲竹内は、*ICD News* 第4号2002.7.30-31ページにおいてこれを執行機関の構造的問題と指摘し、いくつかの実例を紹介している。
- (43) 筆者も国際協力事業団の短期専門家として、2001年4月に仲裁法に関する講義および商事仲裁法令改正案に対する助言のためハノイに行っている。
- (44) 2001年11月28日における司法省民事経済局次長Nguyen Am Hieu氏のインタビュー。商事仲裁法令は2002年度中には成立予定である。
- (45) Prof. Dr. Luu Van Datの2001年4月3日の国際協力事業団の仲裁セミナーにおける発表原稿(未公刊)7ページ。
- (46) 同原稿8ページ。2002年3月時点では、「仲裁法令」とされていたが、JICAハノイ事務所で入手したUSAIDの2002年6月時点の草案の英訳では、商事仲裁法令として、再び「商事」との限定はかかっているものの、UNCITRAL模範法における「商事」概念の定義規定のようにならかなり広範な活動を入れる定義規定をおいている。
- (47) ベトナム国際仲裁センターに関しては、岩崎(1996)を参照。
- (48) *Institute of State ad Law* (March 2002) pp.35-36.

- (49) 岩崎 (1996) 4 ページ。
- (50) Uc (November 2001) p.2, note (2).
- (51) ハノイでは、Hanoi 経済仲裁センターと Tang Long 経済仲裁センターの二つがあり、ホーチミン市にはサイゴン経済仲裁センターがあるほか、Bac Giang 省と Can Tho 省にそれぞれ一つずつある。
- (52) *Institute of State and Law* (March 2002) pp.38-39 によると、この経済契約の概念は裁判所の解釈より広い一方、同センターの管轄は VIAC の管轄よりはずっと狭いとされる。
- (53) ホーチミン市では台湾の投資に関係する紛争などいくつかの例はあるようである。
- (54) 武藤 (2002) 180 ページ。
- (55) 前掲 VILAF の Duc 氏やハノイおよびホーチミン市の各裁判所でのインタビュー。ただし、現に執行された例を見出すことはできなかった。武藤 (2002) のいうように、執行局レベルではこのような類推解釈をして執行を実際行なえるかは依然不明である。
- (56) 前掲 VILAF の Duc 氏からの聞き取り。なお、竹内 (2002:5) 103 - 105 ページ参照。
- (57) 同法令第 16 条第 1 項(a)号は同条約第 5 条第 1 項 a 号同様の規定。武藤 (2002) 167 - 169 ページは、ベトナムにおける代理制度の不備が商取引の安全を脅かしていることを報告している。
- (58) クリハラ工業 v. ハノイ・ホテル (2001 年 9 月 21 日決定 No.1:01/QD)。VILAF による同判決文の英訳入手。なお本件は最高裁判所の控訴部に控訴されたが、まだ控訴審判決は出ていないようである。
- (59) Thoi Bao Kinh Te Sai Gon (3 9 Jan. 2002) p.41.
- (60) 古田 (1996) 161 - 165 ページによると、文化村規約などと称して人民委員会の承認を得て成文化されている。ハバク省で新たにつくられた郷約では、治安維持、経済施設、生産、環境、文化財の保護、家族のあり方 (家族計画)、冠婚葬祭とムラの祭礼、納税、兵役などの公民の義務、学業奨励、貧困家庭への援助などの条項が含まれ、郷約を作成したムラでは土地争いなどのムラ人同士の対立が減少して治安が安定したなどの成果があるという。古田は、郷約復活の背景には市場経済メカニズムを伴う混合経済体制への移行、合作社の解体による村落社会の無秩序化への国家の警戒心があり、他方、新たな社会問題に対し、財政基盤の弱い国家が住民の自治的な相互扶助に頼らざるを得ないのだと指摘する。
- (61) 白石編著 (武藤) 138 ページによると、農村部では、村人が同じ村に住む他の村人のブタや鶏を盗んだ場合に、盗んだ者を罰し損害賠償をさせるために、この制度が利用されることが多いという。この場合、刑事告訴もできるが、

農民はこれを好まず、調停による解決を好むという。

- (62) 著者が研究代表をする「貧困と法」研究会の事例研究として2002年3月1日から9日までハノイで現地調査をした菅原鈴香によれば、350世帯ほどの集落に一つ、3~5名の調停委員が調停組を構成し、全国で1万2000組ほどあるとのことである。
- (63) 司法省に中央法律扶助会が設置され、各省に法律扶助センターが、各県にボランティア・チームがそれぞれ置かれている。扶助事件の内訳は、民事事件が2万6000件、刑事事件が4200件、行政事件が1万1000件、労働事件が900件となっている。課題としては、ボランティアの数と資金が不足していること、受給者の資格が、貧困者、戦争遺族、少数民族、孤児などに限定されている上、そのなかでも特に貧しい者にしか供給できていないという（以上、2001年11月27日における国際協力事業団ハノイ事務所、法制度司法支援プロジェクト事務所河津専門家からの聞き取り（2001年6月22日、司法省法学研究所 Loi 副所長の講義による））ことがあげられる。
- (64) 白石編著（武藤）145ページおよび147ページによると、1999年3月現在、弁護士は、全国で約1000人強登録しており、ハノイに71人、ホーチミン市に160人ほどいて、これに対して律家は、全国で1万3000人ほどおり、ハノイには1000人以上、ホーチミン市には1200人ほどいるという。律家には法学部卒以外特別な資格要件がないため弁護士の一種とは認めない立場もあろう。
- (65) 柳原（2002 3）156 - 178ページおよび丸山（2002 3）120 - 135ページ各参照。
- (66) 1987年12月18日付の弁護士の組織に関する法令では、法学士と同等の学力があればよく、また公務員でもよかった。
- (67) 2002年5月3日の前掲JICAハノイ事務所のプロジェクトチーム柳原専門家からのメールによる回答。日本では、弁護士人口は約1万人当たり1名の弁護士で少なすぎるといわれている。
- (68) 2001年11月27日における前掲河津専門家のインタビュー（2001年6月22日、司法省法学研究所 Loi 副所長の講義による）。
- (69) 白石編著（武藤）147ページ。
- (70) 5人の律家が集まれば、一つの支部を設立でき、例えば、人民裁判所、人民検察院、司法省、政府事務局その他の政府組織のなかにも法律家協会の支部がある。
- (71) 2001年4月9日の総理大臣指令 No.06/2001/CT-TTg。
- (72) 2002年8月にはその最終報告書に対する総理大臣の意見表明が出され、今後これをどう実施していくかという段階になっている。
- (73) 司法省法学研究所所長のHoang The Lien（March 2001）は、2001年から2005年までの法理論研究の方向として、効率的で有効な司法の発展、市場経

済に適合する法体系の確立、社会生活で法を実効的にする制度の整備および法律関係者の能力向上のための研修をあげている。

- (74) 国際協力事業団専門家報告書（未公刊）2001年6月21日、司法省法学研究所 Lien 所長の講義録。Lien 氏によると、ハノイおよびホーチミン市では、県級裁判所は年 1000 件程度処理しているのかかわらず、地方では、年間 2、3 件しかないところもあるとのことである。
- (75) 武藤（2002）170 ページによると、裁判官の法的資質は歴史的に法的教育が断絶してしまっていたため未だに高くないという。すなわち、北部で 1976 年にハノイ大学の法学部が設立され、南部で 87 年にハノイ法科大学のホーチミン市分校が設立されるまで、国内の大学で法学教育が行なわれないという状況が 20 年以上続いた。革命政権下においては、裁判官の任務は反革命行為を処罰することが主であり、裁判官は、専門性より革命への貢献度の観点から選任された（「専」より「紅」）ため、裁判官は、警察や軍や共産党の幹部のうち、多少の法律実務を行なったものから選任されることが多く、裁判官のなかには、年少のときから革命活動や軍務に従事したため、義務教育も終えていない者もいるのが実状であるという。このため、司法省に属する裁判官研修所で、法学士号をもっていない地方人民裁判所の裁判官に基礎法学の再教育をして、在職課程で法学士号を取得させるようにさせたが、法学士号を有していない裁判官がまだ存在しており、法律の素養、特に市場経済関連法のそれは不十分であるのが現状である。また、現地の弁護士などによれば、裁判官の汚職も絶えないという。このように裁判官の質の問題が監督審の存置と表裏の関係にあり、裁判官の教育は裁判官の独立に不可欠の要素であるといえよう。
- (76) 古田（1996）150 - 151 ページ。
- (77) そもそも、ベトナムのような一党独裁の社会主義体制では、行政機関における法、命令よりは、党の指令、命令のほうが実際には機能しているものと思われ、自由主義的法治主義の建前では公式といえない党の指令、命令は、社会主義の建前では公式といえるという意味でも、これを半公式法ということができるのではなかろうか。
- (78) この公式法、半公式法、非公式法の三層の法構造は、安田（2000）45 - 51 ページのいう市場法、指令法、共同体法の三つの法類型にそれぞれ対応するのかもしれない。
- (79) 安田（2000）59 ページは、「指令法理は、市場の力と社会の凝集力がせめぎ合う国家ないし政治社会という場において、この二つの力の間でそれらの展開を権力的に調整・制御する政策概念として機能するものとみられる。」という。
- (80) 千葉（1991）187 - 190 ページは、移植国家法体系に固有法が浸透する方式

として五つをあげ、国家法と非公式法の競合を調整する基準が存在し、それは、裁判所と代替機関との紛争処理機関の選択を可能とする基準でもあることを指摘する。そのためにまずは、国家法と固有法の変質の過程が精細に観察されるべきであるとする。

参考文献

日本語文献

- ICD News* 創刊号 2002 .1: 107 - 112 [資料] 第14回ヴェトナム国法整備支援研修カンントリーレポート発表会(記録) 題目: 民事における検察官の役割: 発表者: ブイ・ヒュー・フーン(最高人民検察院ハノイ上訴担当部検事).
- 第3号 2002 .5: 175 - 179 [資料] 第14回ヴェトナム国法整備支援研修カンントリーレポート発表会: ヴィエトナム民事訴訟手続の現状と法律制定上の課題: 発表者: ズオン・ヴァン・ビン(最高人民裁判所民事部副部長判事).
- 第4号 2002 .7: 4 - 32 [研究報告] ベトナムにおける法的紛争の解決～民事執行手続とその実情を中心として: 竹内 努(日越法整備支援プロジェクト在ハノイ JICA 長期派遣専門家).
- 石田暁恵 2001. 「市場経済過程におけるベトナム労働法」小林昌之編『アジア諸国の市場経済化と社会法』アジア経済研究所.
- 岩崎一生 1996. 「ベトナム国際仲裁センターにおける仲裁(1)-(3)」『JCA ジャーナル』第43巻第2-4号.
- 国際協力事業団専門家報告書(未刊) 2001年6月21日, 司法省法学研究所 Lien 所長の講義録.
- (未刊) 2001年6月22日, 司法省法学研究所 Loi 副所長の講義録.
- 白石昌也編著 2000. 『ベトナムの国家機構』明石書店.
- 竹内 努 「ヴェトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行の実情について」(*ICD News* 第3号 2002 .5): 99 - 115.
- 千葉正士 1991. 『法文化のフロンティア』アジア法叢書13, 成文堂.
- 古田元夫 1996. 『ベトナムの現在』講談社現代新書.
- 丸山 毅 「ヴェトナムの法曹養成制及び弁護士制度の改革(概要)」(*ICD News* 第2号 2002 .3): 120 - 135.
- 武藤司郎 2000. 『ベトナムの司法制度』ICCLC 11号.
- 2002. 『ベトナム司法省駐在体験記』信山社.
- 安田信之 2000. 『東南アジア法』日本評論社.
- 安田信之=チャン・ティー・レ・トウイ 2000 「ベトナム外国投資法の改正」『国際商事法務』Vol.28, No.9: 1078 - 1084.

柳原克哉「ヴェトナムの弁護士制度について」(*ICD News* 第2号 2002 3): 156
- 178 .

英文文献

- Dao Tri Uc November 2001. *The Alternative Dispute Resolution (ADR) in Vietnam*
(Unpublished Paper for the Round Table Meeting in Bangkok, 19 20 Nov. 2001)
- Hoang The Lien March 2001. “Main orientations for jurisprudential studies in 2001
2005 period.” *Vietnam Law & Legal Forum* Vol. 7 No.79, pp.13 15 and p.27.
- Institute of State and Law March 2002. *The Alternative Dispute Resolution in Vietnam.*
IDE Asian Law Series No.20.
- Pham Duy Nghia 2001. *Essentials of Vietnam’s Business Law.* The Gioi Publication,
Hanoi.
- Thoi Bao Kinh Te Sai Gon 3 9 Jan. 2002. p.41.
- Nobuyuki Yasuda and Tran Thi Le Thuy 2000. “Amendments to Vietnam’s Law
on Foreign Direct Investment.” *Asia Business Law Review* No.30, pp.25 32.

[付記]

脱稿後，2003年2月24日に商事仲裁法令が国会常務委員会で採択された。これにより指摘した多くの問題点は解決されるはずであるが，アドホック仲裁，仲裁判断の執行方法などにおいて少なからぬ課題が残されているようである。その吟味は別の機会に譲らざるを得ないが，ここでは同法令の実施を可能にするには関係者の早期の研修が不可欠であることを指摘しておく。